

申請に対する処分

処分名	土地区画整理事業の施行区域内における建築行為等の許可
根拠法令	土地区画整理法第76条第1項, 鹿児島県事務処理の特例に関する条例第2条
所管課	都市整備課

1 審査基準

(1) 申請を行わなければならない人又は団体

土地区画整理事業の事業計画の公告があつた日後, 換地処分の公告がある日までに, 施行地区内において, 土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築, 改築若しくは増築を行い, 又は移動の容易でない物件の設置若しくはたい積を行おうとする人又は団体

(2) 申請の方法

土地区画整理法第76条の許可申請書を都市整備課に提出する。

(3) 許認可等の要件

土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがないこと。なお, 土地区画整理事業の施行のため必要があると認めるときは, 許可に期限その他必要な条件を附する事ができる。

2 標準処理時間

7日